



区分所有マンション専有部

安心して選べるリノベーション住宅を

中古住宅は、数も豊富で価格もリーズナブル
だけど、綺麗さ、設備、古さ…といった面で
不安もあるのが正直なところ

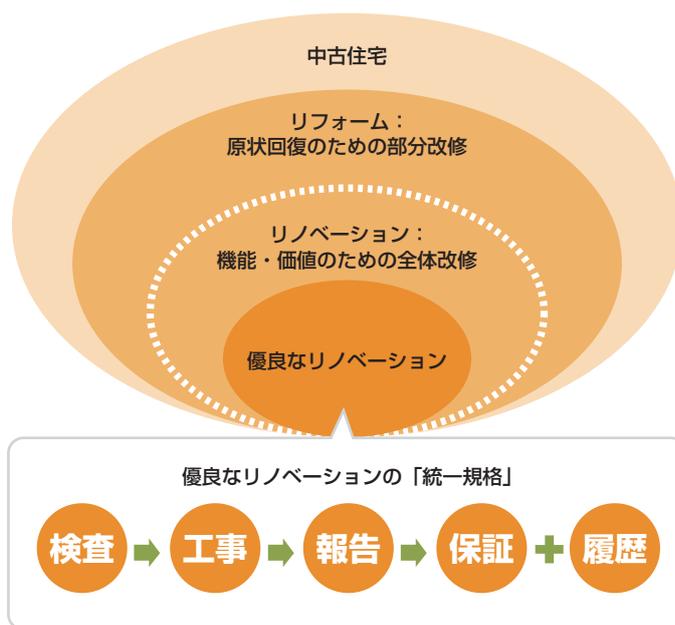
そんな中古住宅の不安を解消するのが
最近よく耳にする「リノベーション」です

不安を解消し、価値を高める 適合リノベーション住宅

中古住宅の購入を検討しながらも、長く安心して住めるか不安、と結局は新築住宅を選ぶ人も多いようです。その不安を払拭してくれるのが、**適合リノベーション住宅**です。

住宅の価値・機能を再生させる包括的な改修である「リノベーション」は、単に原状回復のための表面的な修繕を行う「リフォーム」とは一線を画した画期的な手法。わたしたちは、その中でも特に、きちんと検査を行った上で、必要な改修工事を行い、その記録を履歴として保管・開示、住宅の品質が保証されたものこそ、**優良なリノベーション**だと考えています。

そこで、優良なリノベーションが満たすべき「**検査**→**工事**→**報告**→**保証**+**履歴**」の統一規格を定め、住宅のタイプごとに基準を設定。その基準をクリアした住宅=安心して選ぶことのできる住宅を、**適合リノベーション住宅**としています。なかでも区分所有マンションの専有部についてその基準を満たしたものを**R1住宅**と呼びます。



すべてをクリアした物件だけがR1住宅を名乗ることができます

検査 工事



専有部内の給排水管や電気設備などの**重要なインフラ**※について定めた独自の検査基準。これら13項目すべての基準を満たすのに必要な工事が行われることがR1住宅の条件です。目に見える部分はもちろん、目に見えない部分も検査と工事がセットになって行われることで、安心なリノベーション住宅の品質を確保します。

※ 重要なインフラ

専有部内の給水管、給湯管、排水管、ガス管、電気配線、分電盤、情報系配線、換気設備、住宅用火災警報器、天井下地、壁下地、床下地、浴室防水の全13項目を重要なインフラと定めています。



報告

重要インフラに関する新規工事の有無、検査の適合状況、リノベーションの設計や施工、検査を行った会社、保証者や相談窓口などが記載された「R1住宅適合状況報告書」をお渡しします。

保証

重要インフラに関して、**2年以上の保証**をつけることを義務としています。また、不具合が発生したときなどの**相談窓口の設置**を義務とすることで、万が一のときでも安心です。

履歴

リノベーションの内容がわかる平面図や仕様書が協議会のサーバーに**住宅履歴情報**として**保管**されています。これらは、協議会のホームページからいつでもログインして見ることができるようになっています。



かえる。くらし。すまい。

リノベーション協議会

<http://www.renovation.or.jp/>